

2026年5月20日

東京海上ホールディングス株式会社  
東京都千代田区大手町二丁目6番4号  
コード番号 8766  
問合せ先 経営企画部  
グローバルコミュニケーショングループ  
マネージャー  
(東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)  
信澤 祐介 (TEL. 03-6704-4268)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月20日開催の定時取締役会において、2026年6月開催予定の当社第24回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、本年2月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行します。これに伴い、定款について、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。

##### (2) 機関投資家による株主総会出席等の取扱いの明確化

信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家について、株主総会に出席して議決権を代理行使することができることを明確にするため、定款の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

定款の変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2026年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日：2026年6月29日（予定）

以上

## 対照表

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(機関) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	(機関) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 ～ (記載省略)	第5条 ～ (現行のとおり)
第10条  (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第10条  (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、これを公告する。</u>
<u>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u>	(削る)
③ (記載省略)	② (現行のとおり)
(株式取扱規則) 第12条 当社の株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、 <u>取締役会において定める株式取扱規則</u> による。	(株式取扱規則) 第12条 当社の株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、 <u>株式取扱規則</u> による。
(基準日) 第13条 (記載省略)	(基準日) 第13条 (現行のとおり)
② 前項のほか、 <u>取締役会の決議により公告の上</u> 、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする ことができる。	② 前項のほか、公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする ことができる。
第14条 ～ (記載省略)	第14条 ～ (現行のとおり)
第17条  (議決権の代理行使) 第18条 (記載省略) (新設)	(議決権の代理行使) 第18条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、 <u>信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席して当該株式に係る議決権を代理行使することができるものとし、その要件および手続きは、株式取扱規則による。</u>
(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>15名以内</u> とする。 (新設)	(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>17名以内</u> とする。 ② 前項の取締役のうち、 <u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任) 第20条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
② (記載省略)	② (現行のとおり)
③ (記載省略)	③ (現行のとおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新設)  (新設)	(任期) 第21条 取締役 ( <u>監査等委員であるものを除く。</u> )の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会において定める。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長1名および取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議) 第25条 (記載省略) ② 前項の規定にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>第26条 ～ (記載省略) 第27条</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第28条 当会社の監査役は、6名以内とする。</p> <p>(選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会において定める。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(招集) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長1名および取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議) 第25条 (現行のとおり) ② 前項の規定にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条 ～ (現行のとおり) 第28条</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第29条 <u>監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(招集) 第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>

(次頁に続く)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(決議) 第34条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数で行う。</p> <p>(監査役会規則) 第35条 <u>監査役会</u>に関する事項は、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(社外監査役との間の責任限定契約) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第37条 ～ (記載省略) 第40条</p>	<p>(決議) 第31条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数で行う。</p> <p>(監査等委員会規則) 第32条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または<u>定款</u>に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削る)</p> <p>第33条 ～ (現行のとおり) 第36条</p> <p>附則 <u>(社外監査役との間の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお変更前定款第36条に定めるところによる。</p>